

八尾市立曙川南中学校
いじめ防止基本方針

(令和6年4月改定)

八尾市立曙川南中学校 いじめ防止基本方針（目次）

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法）
3. いじめ防止のための組織（いじめ対策委員会）
4. 年間計画

第2章 いじめの未然防止

1. 未然防止のための取組
2. 重点項目

第3章 早期発見

1. いじめの早期発見のための取組
2. 重点項目

第4章 いじめ対応について

1. いじめ発見・通報を受けたときの対応
2. いじめられた生徒又はその保護者への対応
3. いじめた生徒への指導又はその保護者への対応
4. いじめが起きた集団への対応
5. ネット上のいじめへの対応
6. いじめ解消の定義

第5章 重大事態への対処について

八尾市立曙川南中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、指導しなければならない。また、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、対策を講じるものとする。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、『基本的人権の尊重を基盤として、差別を許さない真の民主主義社会を築く人間を育成する。校訓「自主・自律・友愛」の実現に努めさせ、望ましい校風を醸成する。』を教育目標としており、そのために人権教育に重点を置いた教育活動に日々取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「八尾市立曙川南中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と「一定の人的関係」にある他の児童等が行う心理的又は「物理的な影響」を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合であったり、弱い立場の者が自分を守るために反撃している場合もあるので、背景にある事情の調査を丁寧に行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものをいう。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、個々の行為がいじめにあたるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた生徒の立場に立って組織的に行う必要があります、本校においては「いじめ対策委員会」を中心に全校体制で生徒の実態把握に努める。

また、「いじめ」の中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えます。

3. いじめ防止のための組織（いじめ対策委員会）

○いじめ対策委員会の構成

校長、教頭、首席、教務主任、学年主任、生徒指導主事、生徒支援コーディネーター
人権担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

○いじめ対策委員会の役割

- ・ 「いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成、取組等の実施、教職員の資質向上のための校内研修の企画・運営を担う。
- ・ いじめ等の相談・通報の窓口、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、いじめの疑いに係る情報についての迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行うための中核としての役割を担う。

- ・ 毎月の定例検討会議を開催し、取組状況の把握と検証、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた「基本方針」や計画の見直しなどを行う。また、いじめ事案が認知された際には速やかに対策委員会の招集を行う。

4. 年間計画

八尾市立曙川南中学校 いじめ防止年間計画			
月	おもな取組	月	おもな取組
4月	家庭訪問（友人関係把握） 学校外における相談窓口等の周知 「保健だより」で相談窓口の周知 学級組織づくり（集団づくり） いじめ対策委員会	10月	文化祭（集団づくり） 人権学習 いじめ対策委員会
5月	脱いじめ傍観者教育 校内研修 1年宿泊学習（集団づくり） いじめ対策委員会	11月	学校生活アンケート 教育相談 道徳（いのちを考える） 八尾市こどもサミット やおっ子ミーティング （いじめから子どもを守る課との意見交流） いじめ対策委員会
6月	学校生活アンケート 教育相談 3年修学旅行（集団づくり） 2年宿泊学習（集団づくり） いじめ対策委員会	12月	学級活動（振り返り） 保護者懇談会 いじめ対策委員会 学校教育自己診断 人権週間（生徒集会）
7月	学級活動（振り返り） 保護者懇談会 いじめ対策委員会	1月	いじめ対策委員会
8月	スクールカウンセラーを活用した研修 いじめ対策委員会	2月	教育相談 学校生活アンケート いじめ対策委員会
9月	体育大会（集団づくり） いじめ対策委員会	3月	学級活動（振り返り） 保護者懇談会 命を育む教育 いじめ対策委員会

※ その他、各学年で道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用し取組を実施する。

第2章 いじめの未然防止

1. 未然防止のための取組

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員で共通理解を徹底する。また、未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談・教育相談週間の実施、生徒の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組を定期的に検討し、PDCAサイクルで取組を継続する。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- ・ 教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、生徒の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・ いじめの問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 学級や学年、部活動などの人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・ ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- ・ 「発達障がいを含む、障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒」「新型コロナウイルスに感染した生徒または家族が感染した生徒」など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ 「脱いじめ傍観者教育」等の取組を通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

2. 重点項目

- ・学級活動を通して心の教育に取り組むことで、生徒間の理解と関係性を深め、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・年間を通しての道徳の時間や 1～3 学期に各学年で行われる人権学習を充実させるなど豊かな心を育むとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。
- ・スクールカウンセラーを活用して生徒対象にストレスマネジメント等のワークショップを行い、ストレスを他者にぶつけるのではなく、自分自身で適切に対応できる力を育む。
- ・教育活動全体を通じて、「人に優しく」の態度を育むとともに、自己有用感を高める取組を充実させる。
- ・生徒会を中心にいじめの問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。

第3章 早期発見

1. いじめの早期発見のための取組

- ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・スクールカウンセラーなど相談窓口の設置や保健室の利用等、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・定期的なアンケートや教育相談・個人懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における生徒の様子の変化を把握できるようにする。
- ・いじめから子どもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。
- ・普段から生徒の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。

2. 重点項目

- ・6月をはじめ、学年に応じて教育相談週間の取組を実施するほか、必要に応じて個人懇談を行う。また、6月、11月、2月に「学校生活アンケート」を行うなど、いじめの実態把握に取り組む。
- ・取組評価アンケートを活用したり、定期的に班長会議を行ったりするなど、学級内での交友関係や悩みを把握する。
- ・「保健だより」（4月）や「スクールカウンセラーのお知らせ」（毎学期始め）を通じて、生徒・保護者へ相談窓口の周知を図るとともに、養護教諭・スクールカウンセラーが中心となって希望者を対象に個人面接等を行い、いじめ問題の早期発見に努める。

第4章 いじめ対応について

1. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの疑いがある場合、あるいは、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。
 - ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や管理職に報告し、いじめの防止等の対策のために、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、委員会が中心となって、速やかに関係生徒（周りで見ていた生徒を含む）から過去のことも含めて丁寧に事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 生徒間の謝罪だけに終わらず、被害・加害の保護者への連絡を確実に行き、家庭訪問等により直接会って、より丁寧にを行う。
- ⑤ いじめへの対応において、生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導において十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会事務局のみならず、市長部局の関係課（いじめから子どもを守る課等）、外部専門家（スクールローイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や関係機関（警察、子ども家庭センター、医療機関、法務局等）との適切な連携を行う。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

2. いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ① いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

3. いじめた生徒への指導又はその保護者への対応

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

- ・ いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ 指導にあたる際には、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

4. いじめが起きた集団への対応

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ・ いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
 - ・ 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
 - ・ 「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を行うとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。
 - ・ いじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。
 - ・ 体育大会・文化祭・校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

5. ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等、これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する。）
- ③ 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

6. いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該生徒への継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

第5章 重大事態への対処について

重大事態への対処について重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

【重大事態】(いじめ防止対策推進法第28条第1項1号2号)

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき